

今後の議論の進め方等（案）

- 郵政民営化委員会は、3年ごとに郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、郵政民営化推進本部長に意見を述べ（郵政民営化法19条1項1号）、本部はこれを国会に報告することとされている（同法11条2項）。
- これまで、委員による地方の実情・地方の声の把握、意見募集、日本郵政グループ各社に対するヒアリング、有識者に対するインタビュー等を行ってきたところである。
- さらに、本年1月以降において、年賀業務等の業務運行状況、第3四半期決算報告等、日本郵政グループの経営にとって重要な案件につき聴取しつつ、次のような方向性により、課題等を整理することとしてはどうか。

■ 方向性の整理

- 対象期間は、民営化後今日までとする。なお、改正民営化法施行（平成24年10月）後の状況変化に重点を置く。
- 日本郵政グループの経営実情やサービスの提供状況等を踏まえ、同業他社等の動向も視野に入れつつ、客観的事実に基づいて、
 - ・ 国民の利便性は向上したか、
 - ・ 日本郵政グループの経営は健全化したか、
 - ・ 日本郵政グループの業務執行態勢は整備されたか、
 - ・ 株式上場に向けて関係機関の取組が進められているか、
 - ・ 郵便局ネットワークの機能が活かされているか、

等を検証していく。

○ 郵政民営化法（平成 17 年法律第 97 号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、民間に委ねることが可能なものはできる限りこれに委ねることが、より自由で活力ある経済社会の実現に資することに鑑み、株式会社による的確に郵政事業（法律の規定により、郵便局において行うものとされ、及び郵便局を活用して行うことができるものとされる事業をいう。以下同じ。）の経営を行わせるための改革（以下「郵政民営化」という。）について、その基本的な理念及び方針並びに国等の責務を定めるとともに、郵政民営化推進本部及び郵政民営化委員会の設置、新たな株式会社の設立、当該株式会社に関して講ずる措置、日本郵政公社（以下「公社」という。）の業務等の承継等に関する事項その他郵政民営化の実施に必要な事項を定めることにより、これを集中的かつ計画的に推進することを目的とする。

（基本理念）

第二条 郵政民営化は、内外の社会経済情勢の変化に即応し、公社に代わる新たな体制の確立等により、経営の自主性、創造性及び効率性を高めるとともに公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、公社が有する機能を分割し、それぞれの機能を引き継ぐ組織を株式会社とするとともに、当該株式会社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを基本として行われるものとする。

（所掌事務等）

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 略

2 本部は、郵政民営化委員会が第十九条第一項第一号又は第百六十三条第五項の規定による意見を述べたときは、その内容を国会に報告しなければならない。

（所掌事務）

第十九条 民営化委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 三年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、本部長に意見を述べること。

二～四 略

2、3 略